iii　その他の熱回収設備
　電力貯蔵用電池設備の設置、逆潮流可能な系統連系の実施、低圧の蒸気発電機導入、熱交換器の導入による空気予熱・冷暖房・給湯等への余熱利用、廃棄物発電のネットワーク化、熱輸送システムの導入その他の必要な措置
ウ　廃棄物系バイオマスの利活用のための設備
　バイオディーゼル燃料化施設やメタンを高効率に回収する施設等における廃棄物系バイオマスの利活用のための設備の整備その他の必要な措置
エ　し尿処理施設における設備
a　受入・貯留設備
　夾雑物破砕除去装置・貯留槽攪拌装置における液位・流量等の自動計測制御システムの導入その他の必要な措置
b　生物反応処理設備
　ばっ気・攪拌装置及び固液分離装置における最適供給量制御システム・運転台数自動制御装置の導入、冷却装置における最適温度制御システム・最適流量制御システムの導入その他の必要な措置
c　高度処理設備
　凝集分離装置・オゾン発生装置における最適供給量制御システム・運転台数自動制御装置の導入、砂ろ過装置・活性炭吸着装置における最適通水量制御システムの導入その他の必要な措置
d　汚泥脱水設備
　脱水装置における差速制御による電力回生システムの導入、低含水率脱水装置の導入による汚泥の低含水率化その他の必要な措置
e　汚泥乾燥・焼却設備
　汚泥乾燥装置における熱風量の自動制御システムの導入、自動燃焼制御システムの導入による燃焼空気比の改善、高効率バーナー等の導入による熱効率の向上、自動通風計測制御システム・誘引通風機・押込送風機における回転数制御システムの導入等の通風量の適正化、脱水汚泥熱風乾燥装置への廃熱利用設備の導入その他の必要な措置
f　資源化設備
　堆肥化発酵槽の保温及び放熱防止、炭化装置における熱風量の自動制御システムの導入、乾留ガス燃焼空気の利用設備の導入、リン回収設備の導入、消化ガス発電システムの導入、消化ガスの空調設備・温水供給・消化タンク加温への熱源利用その他の必要な措置
g　その他のし尿処理施設における設備
　脱臭炉の排ガス用熱交換器の導入、脱臭設備における風量制御システムの導入、生物脱臭方式の導入、休日運転休止システムの導入その他の必要な措置
オ　最終処分場における設備
a　集排水設備・通気装置
　適正な集排水管敷設・集水ピット・竪型ガス抜き設備の設置等による準好気性埋立構造の導入、埋立地から発生するメタンガスの回収・処理設備の導入その他の必要な措置
b　浸出液処理設備
　ばっ気ブロワ風量・ポンプ流量調整のインバーター制御システムの導入、ばっ気・攪拌装置及び固液分離装置における最適供給量制御システム・運転台数自動制御装置の導入その他の必要な措置
カ　アからオまでに掲げる措置以外のもの
　アからオまでに掲げる措置のうち適用可能な措置

②　温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の使用方法
　廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を早期に講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ＥＳＣＯ事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。
ア　廃棄物の収集運搬車等
　収集経路の最適化、バイオ燃料の利用及び運転時の緩やかな発進、急な加減速の少ない運転、アイドリングストップ等のエコドライブの推進その他の必要な措置
イ　廃棄物焼却施設（ガス化溶融施設を含む。）
a　受入供給設備
　投入扉用の油圧ユニットの間欠運転その他の必要な措置
b　燃焼（溶融）設備
　適正な年間運転スケジュールの作成及び運転炉数の適正化による連続運転の実施・燃焼の安定化・低負荷運転の回避、燃料使用量の極小化、排出係数が小さい燃料等への転換、施設内排水の噴霧蒸発処理の極小化又は廃止及び下水道放流化その他の必要な措置
c　灰溶融設備
　電気式溶融炉における最適電力制御、燃料使用量の極小化、排出係数が小さい燃料等への転換、廃棄物等の利用による化石燃料の削減その他の必要な措置
d　排ガス処理設備
　白煙防止装置の運用停止による蒸気の効率的利用その他の必要な措置
e　熱回収設備
　ボイラー伝熱面上のダスト堆積抑制・清掃、スートブロワ実施回数の適正化、空気予熱器における温度制御の適正化その他の必要な措置
ウ　廃棄物系バイオマスの利活用のための設備
　処理対象物の均質化や搬入量の安定化等による稼働の安定化その他の必要な措置
エ　し尿処理施設における設備
　適正な年間運転スケジュールの作成による運転の効率化その他の必要な措置
オ　最終処分場における設備
　調整池の堆積物や貯水量の削減による集排水管の水没防止・浸出液調整池の流量調節機能の確保、降雨量・浸出液量の照合等の浸出液処理施設の適切な運転管理、管内定期点検及びスケール除去、管内水のポンプによる導水による集排水管の閉塞防止、砕石等による保護等のガス抜き管の目詰まり防止その他の必要な措置
カ　アからオに掲げる設備以外のもの
　アからオに掲げる措置のうち適用可能な措置

温室効果ガスの排出の抑制等の措置を通じた二酸化炭素排出量の目安

廃棄物処理事業者等が、(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることによる別表第一に掲げる式により算出した、一般廃棄物焼却施設ごとの一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安は、別表第二に掲げる施設の種類ごとの値とする。

第二　日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項

一　日常生活用製品等の製造等

(1)　その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等

事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているものその他のその利用に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

(3)